

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第4回電気料金審査専門小委員会

日時 平成25年7月26日（金）12：00～13：30

場所 経済産業省本館地下2階講堂

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、第4回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、委員及びオブザーバー各位におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

北海道電力からは、説明者として酒井取締役副社長にご出席いただいております。

では、以後の議事進行は安念委員長にお願いいたします。

2. 北海道電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案（案）について

○安念委員長

どうもありがとうございます。

お忙しい中ご参集をいただきましてありがとうございます。どうぞよろしかったら上着をおとりください。

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。本日は北海道電力の査定方針案について議論を行います。また、国民の声としてお寄せいただきました133件のご意見は、7月16日の第2回電気料金審査専門小委員会で意見そのものを配付した上で、ホームページにも公開しておりましたが、今回は査定方針案を作成するに当たり、いただいたご意見に回答を付して公表する予定でございますので、今回は回答案を事務局にまとめていただいております資料4として配付しております。

それでは、まず査定方針案の案について事務局から一通りご説明をいただきまして、3人1組のチームから補足のご説明がありましたらそれをしていただきたいと思います。

それでは、まず片岡課長から。

○片岡電力市場整備課長

お手元の資料3をごらんいただければと思います。査定方針案の案であります。

まずめくっていただきまして3ページに審議の経緯を書いております。去る4月24日付で北海

道電力株式会社から認可申請が出されております。翌日25日の第25回電気料金審査専門委員会以降きょうまで8回の開催になります。審議におきましては、消費者団体、中小企業団体、消費者庁からもオブザーバーとしての参加を得ております。また、公聴会及び国民の声を募集し、随時議論に反映してきたところでございます。

6月14日の第31回審査専門委員会以降、委員が3人1組になりまして査定方針の検討を行っていただきました。委員から事務局などに対するヒアリングは延べ101回、約100時間実施しております。経済産業省はそれとは別に立ち入り検査も行っております。委員は事務局に対しまして査定方針に係る資料の作成を指示し、指摘を踏まえまして修正をして確認を受けたということでもあります。

5ページ、中身に入っていきますけれども、基本的な考え方であります。6ページに概要がありますけれども、まずこの申請が電気事業法第19条1項に基づく申請でありますけれども、算定規則や審査要領といったようなものに照らしまして、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」という電気事業法の要件に、合致するかどうかを見ていただきました。

具体的には、値上げのときには原価に入れることは適当でないという費用として広告宣伝費、寄附金、団体費等については認めない。それから既に契約をしたもの、あるいは法令に基づき算定される費用については、事実関係や算定方法の妥当性を確認する。他方で、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものにつきましては、以下の方針ということで北海道電力は、入札の実施の有無にかかわらず7%の調達価格の削減を織り込んで申請をしております。

関西、九州の申請の際には、発注価格を決める際の主要な構成要素の一つであります委託人件費について東京電力と比較をしまして、おおむね同水準ということを確認した上で東電と同じ10%の削減を織り込んで査定を行いました。東北、四国につきましても先般ご議論いただきましたけれども、同じ考え方を適用し東北については10%、四国電力についてはここに書いています理由によりまして10.5%の削減を求めたところでございます。

北海道電力につきましても基本的には関西、九州と同様の考え方を適用するということで、主要な構成要素の一つであります委託人件費につきまして確認しますと、東電とほぼ同水準と確認できましたので、東電、関電、九電同様7%ではなくて10%の削減を求めることが適当であるというふうにしたところであります。

次のページですけれども、子会社に対しましても同様に一般管理費等について10%の削減を求めるということでもあります。

以降、人件費等の費用につきましては、メルクマールの方針に基づきまして査定を行っており

ます。

関西、九州、東北、四国と違うところを中心にご説明したいと思います。

まず人員計画でありますけれども、13ページをごらんいただければと思います。他の電力会社も行いましたけれども、⑤で他の一般電気事業者と生産性の比較を行っております。1人当たりの契約口数及び売上高、これは10社平均より高いけれども、販売電力量は10社平均より低い数字にあるということであります。

この要因としましては、口数に比して販売電力量が少ないというようなことでありますとか、自由化部門の需要が少ない地域であるといったことが考えられます。また、他電力と比較して他社の受電量が少ない、あるいは送電線等の流通設備が多いといったような北海道電力の事情を勘案しますと、発電部門の1人当たりの発電量でありますとか、流通部門の1人当たりの設備数でありますとかこうしたものにつきましては、10社平均を上回るか遜色ない数字になるというふうを確認されましたので、生産性による人員数の削減を原価上求める必要はないということではないかということであります。

15ページでありますけれども、役員数につきましては前回の改定時と同数でありますけれども、他電力に比べますと少ない数となっております。また、役員報酬の水準でありますけれども、これにつきましてはこれまでの議論の結果、国家公務員の指定職並みの水準ということで既にメルクマールが決まっておりますので、これを適用するということであります。

17ページ、従業員の1人当たりの年間給与であります。これにつきましても基本的な考え方は関電、九電のように整理をされております。②の一般的な企業の平均値と③の公益企業の平均値、それを学歴等で補正したもの、これの単純平均を行う。さらに18ページの地域補正を行うということであります。北海道電力が用いています地域補正の係数でありますけれども、これが18ページの2つ目のポツであります。地域・物価水準と見比べても大きな変わりは見られず、そのほうが低いということで、妥当ではないかということであります。その他、顧問・相談役の人件費は原価算入されていないことを確認しております。

20ページ、基準外賃金については、電力会社の平均を下回っているということを確認しております。

21ページで出向者の給与につきましては、本体に関係が深いものに限って原価算入をされていることを確認しているということであります。

23ページ、退職給与金であります。これも関西、九州の際に人事院の調査、あるいは中央労働委員会の調査の結果の標準で見たときの退職金等給付水準、これを上限にするということでありまして、関西、九州のときに23ページの表にあります。2,498万円でした。北海道電力の申請

は2,494万円ですので若干下回っているわけでありすけれども、24ページ、これは議論いただきましたけれども、社員の年金資産の運用につきまして申請上、その期待運用収益率がゼロ%というふうに設定されておりますけれども、過去の収益率の設定、あるいは他社の設定水準を踏まえれば2%と設定することが妥当であるということでもあります。

25ページ、法定厚生費につきましては、これも関西、九州のときと同様に健康保険料の事業主負担割合、これについて27年度末に53%にしていくということでもあります。

一般厚生費ですけれども、26ページ、1,000人以上の企業の平均値ということで経団連の企業の比較、これを行いますと、その平均値よりも下回っているということでもあります。

それから次に、27ページ、雑給でありますけれども、これは一般電気事業者の販売電力量当たりの単価と見比べまして、それと同水準になっているということで妥当であるということでもあります。

28ページ以降は燃料費であります。31ページに結果を書いております。北海道電力の場合にはLNGの購入がございませんので石炭と石油だけになります。石炭につきましては31ページの1つ目のポツで書いていますけれども、原価につきましては全日本の通関CIF価格よりも471円割安ということで織り込まれておりますので、これは先行他社に比べましても低い水準になっております。

他方で3つ目のポツでありますけれども、亜瀝青炭の導入による効率化努力、今回申請には入っておりませんが、専門委員会におきまして北海道電力から、27年度上期から最速で導入が可能というふうに説明がされておりますので、当該取り組みによる期待額を27年度以降織り込んで原価を減額すべきであるということでもあります。

国内炭につきましても議論がありましたけれども、契約改定がありますが、現行価格据え置きということは、ここに書いていますような事情を鑑みますと妥当であるということではないかということでもあります。

32ページは石油でありますけれども、重油につきましてチャンピオン交渉における決定価格をもとに算定されていると、あるいは指標価格を適用して算定されているということで、これは他電力と同様のやり方でありすけれども、申請は妥当であるということでもあります。

その他、核燃料費につきましても、法令に基づき適切に計上されているということを確認したということでもあります。

続きまして、購入・販売電力料であります。36ページでありますけれども、メリットオーダーの確認に加えまして、今回議論になりましたけれども、大規模な発電所建設に伴います原価の低減努力ということで供給予備力を確認しましたところ、8%を確保してもなお相対的に見て高い

水準にあるということが確認されております。

北海道電力におきましては、規模の経済性を発揮させるために大規模な発電所を建設すると、需要が伸びてくるまでの間におきましては、予備率が高目になっているということでありますけれども、この高目の予備率の間、これにつきまして取引所を活用して販売をしたと仮定した場合にどのような利益が出るかということを、これは四国電力でやったことと基本的に同じですけれども、算定をいたしまして、その想定される利益額、これにつきまして原価から減額すべきであるということであります。

以降、常時バックアップ等につきましては、先行他社と基本的に同じ査定方針になってございます。

41ページ以降、設備関係費用であります。レートベースにつきまして45ページに前提計画がありますけれども、予備率の高さ、これにつきましては、先ほどのとおり取引所を活用することによって高い予備率を説明するということでもあります。

それから特別監査の結果、真に必要なものということで、送電線のあいているものでありますとか、社宅の空き室でありますとか、こうしたものについてはカットしていくということについては、他社と同様であります。

47ページの特定投資につきましても、基本的に先行他社と同様の考え方であります。

48ページ、加工中等核燃料資産でありますけれども、原子力の稼働率が低下しているに伴いましてウランの在庫が積み上がっているということでもありますけれども、安定供給を確保するために必要な最低限の在庫年数を超えている部分、これにつきましては、今回いろいろな契約の見送りでありますとか、そうしたことを前提に必要な在庫水準まで削減するということを前提に、原価を算定するということでもあります。

以降、再処理の前払い金でありますとか、その次のページ、運転資本、固定資産除却費等につきましては、先行他社と同様になってございます。

事業報酬率であります。56ページに検討の結果を載せておりますけれども、関西、九州の際に、電気事業のリスクを反映させる観点から2年程度の一定の長期間をとるべきということで、3.11から審査専門委員会での査定方針取りまとめ日までということ、妥当としたところであります、東北、四国におきましても同じことを今回しております。北海道も同様とすべきということでありまして、(5)でありますけれども、これにより計算されますと直近ですけれども、2.9%になりまして申請どおりということになってございます。

60ページからは修繕費であります。63ページにまず修繕費率の妥当性ということで、メルクマールの観点からは過去の修繕費の比率、これは簿価に対します修繕費の支出割合でありますけれども、

ども、直近5年間で見たところ、そのメルクマールの範囲におさまっているということを確認しております。

他方で、63ページの2. になりますけれども、北海道電力におきましては前回改定時以降、大規模な原発が運転開始して簿価が大きくなっているということ、それから前回改定に比べますと大幅に火力の修繕費が増加しているということでご議論になりました。これにつきましては、火力修繕費の増加分につきまして過去10年間にさかのぼって、実績をもとに経年化による増加分、これを回帰分析をいたしまして、その増加分でありますとか、あるいは定検を24年度は先送っていると、それをこの期間に行わざるを得ないということを検討してもなお過大と認められる部分については、原価から削減すべきであるというふうにしております。

また、64ページ、災害復旧修繕費につきましては、関西、九州の際に、過去10年間を基本としながらも最大、最小を除くという考え方を明らかにしておりますけれども、これを北海道電力にもあてはめましたところ、申請値はそれを下回っているということでもあります。

公租公課、次の66ページ、あるいは69ページのバックエンド費用、これにつきましては、算定規則でありますとか、それらの法律に基づいて算定されているということを確認したということでもあります。

なお、75ページの再処理費用にも含まれます広告宣伝費、寄附金、団体費、これにつきましては、他電力と同様に原価からカットするということでもあります。

76ページからその他経費・控除収益であります。非常に細かい項目が並んでおりますけれども、83ページであります。廃棄物処理費でありますとか消耗品費、託送料、委託費、普及開発関係費、云々かんぬんとありますが、これにつきましては、基本的考え方で10%の調達削減を求めるということですので、それを適用するということでもあります。

それ以外に個別の項目につきましては、例えば借地借家料におきまして入居率が90%を下回っている部分についてはカットするでありますとか、あるいはその地域の単価を上回っている部分はカットしますでありますとか、そうした考え方については他電力と同様であります。

84ページで個別の問題ですけれども、顧問に係る社宅の費用については原価から除く、あるいはショールームのような販売促進的なものについては原価から除くということでもあります。

この委員会でも議論がありましたけれども、84ページの(8)委託費であります。情報システムの関連費用が今回申請上はふえておりますけれども、お客様系システム(需要家との契約や料金計算、請求などの業務を処理するシステム)に係るホスト計算機からオープン系への更新費用、これにつきましては、値上げの状況であるということ及び、システム改革の詳細制度設計が今後行われるということから、緊急性のあるもの以外については原価から減額すべきであるというこ

ととしております。

85ページで普及開発費におきまして販売促進的なものについては原価算入されておりませんが、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、販売促進的な側面が強いものについては原価から除くべきということは、他電力と同様であります。

また、86ページの研究費につきましても、他電力と同様の考え方で個別に見ていくということであります。

87ページ、団体費であります。これも諸会費でありますとか電力系統利用協議会、こうした費用については他電力と同じもの、それ以外についても妥当性のあるものは認めると、他方で、中央電力協議会につきましては原価から除くべきであるということにしております。

89ページに飛びますけれども、I P Pの解約に伴う違約金についてこの場でも何度か議論になりました。申請におきましては、通常発生しない極めてまれな事象に伴う収益であるということで、特別利益として計上されておりまして原価には織り込まれておりませんが、下のポツで書いていますような他の事例を踏まえますと、電気事業の運営に伴って通常発生するものに該当するというふうに判断するというものでありまして、会計規則上は雑収益として整理し、違約金に係る収益につきましては原価から減額すべきであるという方針にしております。それ以降につきましては基本的に他電力と同じであります。

92ページ以降でスマートメーターについて記載しております。調達のあり方、あるいは計画につきましては、北海道電力がこの場で説明した内容を書いております。

また、94ページでスマートメーターの単価でありますけれども、補償用電池込みで1万2,200円で申請されておりますけれども、東電の査定単価であります1万300円を基準に算入を認めることが適当であるということでありまして、したがって他電力同様、電池につきましては原価算入を認めるべきではないということでありまして、

その他、スマートメーターの活用におきますメニューの件につきましては、ここで表明した内容、あるいはさらにメニューの工夫をしていくべきということを書かせていただいております。

95ページ以降、費用の配賦、レートメイクであります。基本的には算定規則等にのっとり行われているかの確認でありますけれども、98ページで個別原価計算におきましては総原価の92%、これが固有費もしくは直課で配分されているということで妥当であるということでありまして、

それから続きまして、104ページのレートメイクですけれども、基本料金、従量料金の設定であります。従来に比べますと固定費がふえている面はありますけれども、泊3号機を含めて全機が停止しているということに伴います火力燃料費の増加というのが、値上げの要因になっているのもありますので、基本料金を据え置いて従量料金を上げているという結果については妥当であ

るということでもあります。

また、105ページの下のほうですけれども、3段階料金、今回省エネの観点もありまして格差を拡大しておりますけれども、これについても妥当ではないかということでもあります。

106ページ、選択約款につきまして、他電力と同様にピーク対応料金メニューを設定しております。また他方で、夜間の蓄熱の機器要件、こうしたものについては停止をするということになっております。早収・遅収料金の廃止についても他電力と同様であります。こうした周知活動を丁寧にやっていただきたいということについても同様の書き方としております。

念のために資料の4に、国民の声でいただいたご意見に対する見解をまとめております。1ページめくっていただきますと概要を書いておりますけれども、4月24日から6月20日まで、公聴会の日まで募集を行っております。結果、133件いただいておりますけれども、意見を分類しますと人件費に関するもの、それから燃料費に関するもの、さらにはオール電化の負担について見直すべきといったご意見、さらには総括原価方式を見直すべき、あるいは原子力発電所の再稼働を前提とした値上げには反対である、再生可能エネルギーの導入を促進すべきである、こうしたご意見をいただいております。

次のページ以降に見解も記述しておりますけれども、基本的に料金の原価にかかわるものにつきましては、この審査専門委員会での査定方針案を抜粋して書かせていただいております。他方で原子力発電所の再稼働の問題でありますとか、再生可能エネルギーの導入でありますとか、こうした問題につきましては審査専門委員会の範疇を超えますので、それにつきましては経済産業省としての見解ということでまとめさせていただいております。

私からは、以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、個別審査を3人1組でしていただきましたので、それぞれのチームから補足のご説明がありましたらお願いしたいと思います。

まず人件費、それからバックエンド費用、公租公課、設備投資関係、それから事業報酬につきましては、永田、南、山内、3先生のチームで作業をしていただきました。何か補足のご説明がありましたらどうぞお願いいたします。

永田先生、何かございますか。どうぞ。

○永田委員

私どもの担当したところで議論がございましたのは、人件費の生産性のところでございます。こちらにつきましては、1人当たりの販売電力量が10社の平均より若干低い水準であるというこ

とですが、これは地域の特性ということで、契約口数に対して1契約当たりの販売電力量が低いという数値的な背景もございます。それについては発電部門の1人当たりの自社発電電力量とか、流通部門の1人当たりの流通設備数とか、ほかのメルクマールを参考にしまして生産性について再度検証・検討いたしました。生産性については検討事項はあるものの、諸所の要因を考慮いたしまして、人員削減等の原価上の措置を認めるものではないという結論に至りました。

それ以外については、基本的には規定に則って判断して、大きな事業報酬については前回東北電力さん、四国電力さんと同じような適用期間についての議論がございましたけれども、これについては他電力さんの今回の適用指針に基づきまして判断いたしました。

以上でございます。

○南委員

今、永田先生がおっしゃったとおりですが、つけ加えるとすれば、年金資産の運用率がゼロ%であるという申請について、原価算定のためにこれでいいのかどうかという点です。現実には運用率がマイナスの年があったり、実際、会計上もゼロ%で積んでいるということは認識しつつも、しかし、原価算定上果たしてゼロ%でいいのかどうか議論になりまして、結論としてこのような査定の結果になっているということです。あと設備投資関係では核燃料資産を、原発が動かなかったこともあって若干過剰在庫になっている点についても問題になりまして、結果的に先ほど片岡課長からご説明いただいたような結論になっているという点も、つけ加えさせていただきたいと思います。

その他の点は、いろいろ議論もありましたけれども、永田先生がおっしゃったとおりの議論でおさまっております。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは次に、秋池、梶川、八田、3先生のチームには修繕費、それから購入・販売電力量、それからその他経費についてご検討いただきましたが、何か補足をしていただくことはございますか。

梶川先生からいかがですか。

○梶川委員

担当させていただいた項目の中では修繕費につきまして、これは今回は泊3号機の稼働という、前回改定期から大きな設備投資があったということを踏まえまして、他の電力さんと少し違って電源別に深掘りをさせていただいたということでございます。やはり査定させていただく中で基

本的なルールに基づいてさせていただくわけですが、やっぱり実態面でいろいろ変化があるその実態に応じた形で少し査定の考え方を整理し、各電力会社さんごとに適用していくという形が、少しずつ定着してきたのではないかなというような気がいたします。

あわせてその関連、そういう電力会社さんの特殊なご事情という意味では、委託費に含まれているシステム開発の部分も、これはいわゆる値上げというある状況の中で会社さん自身がシステムを、さらなるクオリティーの高い顧客サービスという、これ自身に問題があるということを考えたわけではございませんけれども、値上げの申請という中で少し緊急度を考えて査定を深化させたところだと思います。

この辺のところが、担当させていただいた中では印象に残ったところでございますけれども、あとあわせてほかの先ほど担当ではない年金のお話なんかもありましたけれども、やはり会社が行われる会計処理と、それからこの料金算定上の基本的な考え方というものをどのように、整合性をとるべきものと、査定という少しフォワード・ルッキングした努力目標をお願いしたいというところとを、今後どのように考えていくかなと、総括原価という特殊な値決めの中でどのように発想していくかということは、今後のテーマとして考えさせられるところでございました。

○八田委員

燃料の調達では、地域への配慮があると感じました。今回の査定をきっかけに、今後は長期的な観点からどういう発電機を整備していくかということについては、余り過去の行きがかりに捉われることなく使用燃料を選択していただきたいと思いました。今回はこの査定のとおりですけれども、将来にはいろいろ課題があるという実感を持ちました。

以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

その他の費目、すなわち燃料費、それからその他経費と控除収益、スマートメーター周り、費用配賦、レートメイクにつきましては、辰巳先生、松村先生及び私のチームで検討いたしました。何か補足していただくことがありましたらお願いいたします。

辰巳委員、何かございましたら。

○辰巳委員

ありがとうございます。

東北、四国さんのときにも申し上げたんですけれども、その他経費の中で例えば普及開発関連とかスマートメーター関連というのは、非常に消費者に身近なものでもあるので、例えばスマートメーターにしても、本当に貴重な私たちにとってとても役に立つものをつけてくださろうとい

うことになるんで、コスト負担というのはやむを得ないと思うんですけども、それを有効に活用できることを、さらにちゃんと普及・啓発していただきたいというふうに思っているんです。

そんな中で普及・啓発の費用等も、結構目立つ金額でしたものでばつさりと調整させていただきました。本当にこれは今回の値上げに必要な金額かということ、国民の声からも泊は要らないよとかいろいろな声があったと思うんですけども、そうするとまたそれに対して復活折衝とかもありまして、いろいろやりとりをさせていただいたというふうに思っています。

だからまさに言いたかったのは、お客様に対しては本当にきちんと説明をしていただきたいけれども、過剰なコストをかける必要な何もないと、でも、そういうちょうどお客様の目につくツールでもありますもので、やっぱりそのところでこれにこんなに経費をかけているのかというふうに、そういうのが伝わってしまいますもので、そのところはきちんと値上げと情報提供のバランスをとっておられることを、ちゃんと一緒に伝えていただけるといいなというふうに思っておりました。

これは事務局へのお願いというか質問なんですけれども、項目の中に普及開発という単語が使われているんですよね。それで開発のところ、PRとかが、事業者のための広告とかは私たちはよろしくないということで削除しているんですけども、正しい自分たちの審査している内容とこの単語が、果たして整合ができるのかなとちょっと気がしたもので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○安念委員長

費目の名前については、省令を改正すればすぐにできることですので、それは事務局に検討していただきましょう。

松村先生、何かありましたらどうぞ。

○松村委員

自分の担当したところに限定して特につけ加えることはありません。力の及ぶ限りで最大限一生懸命やりました。まだ見落としがあったと消費者の方からお叱りを受けることがあるかもしれない。というよりも、全部完全に見るのは不可能なので必然的にあるかと思いますが、やれる限りやりました。もうこれ以上力が及びませんでした。ごめんなさい。

しかし、全般にかかわって言いたいことがあるので、後ほど発言させていただきます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ご説明は一通りいただいたといたしまして、今回の査定方針案（案）の中身について

てディスカッションをしたいと思います。どなたからでも、オブザーバーの方、それから北電さんからでも結構でございますので。

じゃ、まず先ほど予告しておられました松村先生から、一言口火を切っていただきましょうか。

○松村委員

全体的なことを言うので、本当は最後がいいと思うのですが。

○安念委員長

そうですか。じゃ、最後にしましょうか。どうしますか。

じゃ、ほかの方はいかがですか。

木谷さん、どうぞ。

○木谷専務理事（北海道消費者協会）

オブザーバーの木谷です。

具体的な費目幾つかに分かれるかと思うんですが、泊原子力発電所の再稼働についてお伺いしたいと思います。

値上げ申請によりますと泊原発の再稼働は1号機、2号機、3号機の順であると、しかし、7月8日、再稼働申請した中では、3号機を最優先するということでございます。さらにきのう、おとといの新聞報道等によりますと1号機、2号機の申請内容に不備があり、審査はかなりずれ込むというふうに報道されておまして、これでは値上げの申請書の中身と大きくかけ離れるのではないかということでございます。

ということは、この値上げの申請書そのものについての信頼性にかかわるということでもございます。値上げを申請してわずか2カ月半後にその順番ではありませんということ、再稼働申請ということで公言したというふうにも受けとめられるわけございまして、この点について北電さんがどのように説明なさり、エネ庁さんとしてどういうふうに受けとめて対処されたのか、それについてまずお伺いしたいということでございます。

○安念委員長

北電さんのほうからコメントがありましたらお願いします。

○酒井取締役副社長（北海道電力）

北海道電力の酒井でございます。よろしくお願いいたします。

今ご指摘がございましたとおり料金改定の織り込みにつきましては、1・2号機、3号機の順番で原価の作成をしたところでございます。こちらにつきましては、4月に料金改定の申請を行う段階で一定の想定のもとに、ある意味再稼働時期が明瞭でない中で、ある仮定を置いた形で設定をさせていただいたものでございます。

一方、7月8日に新しい規制基準ができて、再稼働にかかわる規制への適合性といった申請を行ってございます。こちらにつきましては1・2号、3号機同時に申請をさせていただきましたけれども、通常でございますと発電所当たり1つの申請を審査することになってございます。

今回1・2号機と3号機、設備状況も違うということから申請が2つに分かれてございまして、どちらを優先するのかということでございましたので当社といたしましては、ほかの発電所さんが申請している型式と同様である3号機のほうをお願いしますと、ただ、1・2号機についても、決して遅れることなく審査をお願いしたいと思っていたところでございます。

今般、申請内容が準備不足であるという厳しいご指摘をいただいたところでございまして、現在1・2号機の申請につきましては、しっかり内容を精査させていただきたいというふうに思っているところでございます。

3号機につきましては現在審査をいただいているところでございますので、こちらの対応についてもしっかりとやってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○片岡電力市場整備課長

一定の前提のもとで再稼働を織り込んで原価の算定をされている、そのとおりでありまして、それ以降いろいろな事情の変更によりまして再稼働の時期がおくれたり、場合によっては前倒しになったりということはあるんだと思います。しかしながら、現時点におきまして、今ご説明があったような再稼働の順番についての説明がありましたけれども、それが実際に確実に3号機がいつから動くかとか、あるいは1号機はいつから動くかということが確定したわけではありませんで、そういう意味で現時点でこの申請内容を修正するというだけの確定的な材料もないということだと思っております。

仮に今、想定されている算定よりも早く稼働が行われる、あるいは3号機は大きな発電所ですから、その分の稼働が早くて燃料費の削減が想定されたよりも大きく出てくるというふうになりますれば、当然原価に比べまして実績の費用は下がってくるわけでありまして。それは毎年毎年事後評価をしていきますけれども、仮にそのギャップが大きくて確実に原価よりも燃料費が下がっていると、原発の再稼働が想定よりも早くいって下がっているというようなことが確認されますれば、北海道電力さんもそこでは値下げの実施を検討されるでしょうし、それが著しい場合には、電気事業法に基づきましてその確認をした上で、必要な対応をとっていくということも考え得ると思っております。

○安念委員長

木谷さん、いかがですか。何か引き続いてコメントやご質問はよろしゅうございますか。ありがとうございます。

ほかにもどなたかご発言いただく方はいらっしゃいませんか。

河野さん、よろしいですか。無理にとは申し上げないけれども。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

ですから申請内容は、順番がかわっても今のご見解は、前提計画というかそのところは変わらないというふうに、今のところでというふうに理解すればいいわけですね。

○安念委員長

そうです。

ほかにもいかがでしょうか。

じゃ、松村先生にお願いしましょう。

○松村委員

これは前回、東北と四国の料金審査の最後の回でも全く同じことを言った点です。最後の最後までめたところが北海道電力の査定でも同様にありました。もちろん理屈の立たない査定は決してしなかったつもりですが、理屈の立つ範囲で、どちらが自然なのかで最後までめた項目が幾つかありました。

ピースミールに見れば事業者の方も、これは削り過ぎとお怒りのところもあるでしょうし、消費者の方も、ここは踏み込みが足りないと思われるところもあるかと思いますが、全般としてもめたところが全て電力事業者に有利になったわけでもなく、逆でもなく決着しています。もちろんバランスを考えてそうしたわけではないが、結果的にそうなった。この査定に対してピースミールで見て、ここは削り過ぎと電気事業者が、いろいろな形で文句を言う、あるいは太鼓持ちのようなアナリスト、有識者にそういう発言をさせることは可能だとは思いますが、そうするときには、他のところで、ここは削り足りないとお怒り心頭に発していた委員もいて、まだ無念だと思っている委員もいる、その顔も思い浮かべながら、ちゃんと考えていただきたい。ピースミールで文句を言うことはできるのかもしれませんが、仮に言うとしても、そういう状況だということは理解した上ですべきです。

それから次に、取引所取引に関して、今回かなり大きな額を計上しました。これに関しても北電は不満を持っているのではないかと思います。まず価格の調整をしなかった点です。北海道電力がこれだけ売るとすれば価格が下がることもあるのではないかという考えです。電力システム改革の結果として流動性が高まり、その効果が相対的に抑えられることもあるかもしれませんが、確かに一定の価格低下はあるかもしれない。この点では確かに今回の見積もりは過大かもしれま

せん。しかし、他方で、取引所での買いによる効率化を試算したけれども、今回の査定では織り込んでいない。この分は明らかに過小で、本当ならもっと織り込めた、もっと査定できたのかもしれない。

それからバランス停止電源を入れませんでした。これはスポット市場あるいは時間前市場だけを念頭に置けば非常に合理的であるわけですが、一方でスポットに対応するのは難しいかもしれないけれども、先渡市場を使うことは考えられた。先渡市場はスポットと比べても極端に市場が薄いので信頼できる価格の情報がなく、査定しにくいということはあります。しかし原理的にはスポット取引のシステム価格とシステムチックに大幅にずれることはないはずですから、スポットの平均的な価格を用いて、仮に先渡市場で売れたとしたらどうなるのかという形で査定することは可能でした。その場合にはスポットでスパイクを起こした高い値段で売る機会は生かせませんので、金額はスポットほどではなくなるかもしれませんが、いずれにせよここを見込まなかった点では、明らかに査定は過小だと思います。もっと査定できたはずです。

それから北海道管内での販売ですが、実績にかなりの程度上積みして考えたという点では、むしろ過大じゃないかと思われるかもしれませんが、実績が低過ぎるというのは既に指摘したとおりです。更にこの見積もりには、例えば北海道内の自家発電、価格状況を見ながら系統電源に置きかえるとかという効果は一切考慮していない。それがどれぐらいあるのかは、市場が育っていないからわからなかったから入れられなかったのですが、この分は全く入れていないということは明らかに過小推計だと思います。

したがって私は、今回のやり方では過大なところもあり過小なところもあり、したがって粗い推計であることは認めますが、ある意味で適切な推計だと思います。今後の課題としては、より精緻化すべきだということはあると思います。しかし今回価格の低下を織り込まなかった、だから不当だと判断する、非難するのは、余りにも一方的です。

それから次に、人件費、人員の削減に関してです。永田委員は先ほどあの説明で納得したと言われましたが、全ての人間が必ずしも納得したわけではなかったということは、最後の最後には納得したわけですが、ご承知おきください。私はあの北海道電力の説明、特に3つに分けたところのその他の説明はまだ納得していない。契約当たりということを持ち出してくるのであれば、それは自由化比率が低いところは有利になるに決まっていますから、それぞれ自分が有利な指標を持ち出せば、それぞれが平均より上になるでしょう。それを言い出したら、平均と比べて見るという基本方針が崩壊します。私は納得はしかなかったのですが、ほとんどの委員が納得したということもあり諦めた。それと同時に、取引所取引でこれだけの額というのを見込み、そうすると今までと次元の違う人員の対応だとかというの、短期的には必要かもしれない、ということを考

えて無理やり納得したので、もし取引所取引のところの控除収益を大幅に減額するという提案が出てきていたら、私はこのところで最後まで譲らなかったと思います。全体として考えて、ピースミールで見て削り過ぎだとかという議論をする前に、他のところでは削り足りないということもあるという点は考えてください。

それから調達の効率化ですが、北海道電力が他電力会社と同程度に効率的であったと認定し、他の電力会社と横並びで調達の効率化の努力をお願いした。しかし一方で、一部の費目については、かなり他電力に比べて非効率的な部分があったのではないかと、それで踏み込まないのは査定が甘いのではないかとというお叱りはあると思います。他方北海道電力は、他電力会社に比べても非常に効率的である項目もあったと認識しています。そういうところを総合的に考えて、確かに非常に非効率的なところもあり、そこを見れば効率化努力を上積みすることはあり得たかもしれないけれども、北海道電力独自の努力によって下げているところもあったのを、両方考えてこういう結論になったのだということは、是非ご理解いただきたい。

北海道電力は、自分たちはこんなに頑張っているのに、この委員会は全然聞いてくれなかった、頑張っている部分というのは一切反映してくれなくて、だめな部分だけ査定するなんてひどいじゃないかと思っておられるかもしれないし、効率化努力の誘因がなくなってしまうかと思っておられるかもしれませんが、その効率化努力の説得力のある部分は、一応私たちはちゃんと受けとめていて、そういうことを考えているから10%になったのだとご理解ください。

以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

確かに発電は自前でやるというのが当然の原則というふうに法令もできていて、購入・販売電力料というのは、こういう言い方はちょっと悪いかもしれないけれども、つけたりとか、ちょっと軒先が出た程度の扱いというふうになっているというのは、ある意味で象徴的ですね、ここは。それは私も感じました。

ほかに何かご意見、コメント等ございませんですか。

それでは、当小委員会として査定方針案の案を、これで一応確定いたします。

ただ今後、修文等あるいは、てにをは等で、修正をする必要が出てくるかもしれませんのでその点については、私にご一任をいただいてよろしゅうございましょうか。どうもありがとうございます。

それでは、必要がありましたら、今申しました修文等の修正をした上で、委員会の査定方針案として公表したいと存じます。米国出張中の茂木大臣には事務局を通じてご報告をいたします。

委員各位には、ご多忙のところ8回にも及び大変精力的なご議論をいただきました。また、オブザーバーの皆さんもありがとうございます。それから北電さんにも、終始非常に真摯なお答えをいただいたことを心から感謝いたします。

それじゃ、恒例ではございますけれども、これで一通り私どもの仕事は終わりましたし、私の認識では当小委員会の活動も、これをもって終わりなのではないかなと期待を込めて思っておりますので、何か簡単に一言ずつご感想なりコメントなりをいただきたいと存じます。委員の方の多くはおととしの料金制度の有識者会議からご参加をいただいておりますので、何も北電だけではなくその全てを通じてのご感想でも結構でございます。

じゃ、梶川委員から何か。

○梶川委員

私は去年の秋から参加させていただいたんですが、そのとき当初安念委員のおっしゃられた、どちらの皆様からも納得いただけず非常に割の悪い仕事だというのを、ある意味では実感するところでございまして、多分電力会社さんの方にも、随分ひどい話をするなと思われたかもしれませんし、消費者の方にも、余り満足のいく査定ではないなと多分思われたのではないかなというような気はしております。

その中で私は、会計を専門とする者として先ほどもちょっと申した部分に重複するんですが、実際にある意味で発生が合理的に予測されるコストという部分のところと、消費者の方がしばしば言っておられた独占された商品を、消費者が選択可能性のない商品に関してそれを購入する場合に納得のいくコストといいましょうか、その辺がどのように考えられるべきなのかと、当然その中には経営努力というものを、どのぐらい盛り込んでいただいて査定方針、審査方針になっていくのか考えるべき点がある。

その間に感じられたことは、ある意味では企業というのは株主のガバナンスを受けるわけです。普通の競争市場であれば株主のガバナンスで大体企業はガバナンスされるんですが、独占企業においては価格規制という消費者からの、要するに販売価格からのガバナンスが必要であり、その役割を我々が行政庁と協力しながらさせていただいているのかなと、この2つのガバナンスという問題をどのように考えていくのかという点が、非常にこういう公益事業としての特殊性について考えさせられ、今後も考えていきたいと思いました。

それからもう一つ、北海道電力さんなんかもその傾向があったんですが、過去の設備投資などの過去に行われた経営意思に関しまして、新しい期に向かってそういったものから算出される、ある意味では会計的には防ぐことのできないコストなんですけれども、そのようなものをどのように考えていかれるかという点について、これも今後この査定の中で考えていく必要があ

るのかなと思いました。これは多分、先ほど来話題の購入・販売電力とか取引所を活用していくというようなことになると、本来閉じられた体系での価格算定が徐々に広域に広がられるということでしょうし、メリットオーダーに関してもある意味では非常に広域になると、これが広域化することによって、電力の自由化は当然そうなんだと思いますけれども、それによって過去に行われてきた設備投資について、誰が責任を持つのかという経営判断に生かしていくのかというテーマ、それは過去のことだから全く関係ないんだということになると、その分をどこかが負担をするとかということは起こってくるわけで、この辺は多分今後の電力改革に向かつては、長期的なテーマとして語られておる必要はあるのかなというような気はいたしました。最後は余り専門でもないところで当たっているかどうかわからないんですけども、純粹の感想でございます。

微力で非常にご迷惑をかけたと思いますけれども、最大限させていただいたつもりでございますので、半年間ありがとうございました。

○辰巳委員

こういう委員会の中にメンバーとして入れていただいたことで、今まで余りちゃんと料金の中身なんて見たことがなかったものが、いろいろとよくわからせていただけたということで、またこういうことを料金を支払っている消費者の側は、もっともっと自分で関心を持っていかなきゃいけないというふうにまず思ったのが大きな印象、感想です。

それで、先ほどの木谷さんのご意見にもあったように、一応基本的には想定に基づいた申請であって、たとえこの直近3カ年のことということであっても、想定どおりいかないということもいっぱいあるかと思います。それから、例えばここで効率化を努力して10%にしてくださいというふうに申し上げていて、努力したら意外と15%いけちゃったなんていうふうな話も出てくるというふうに思うんです。そんな折にも、ぜひ15%いけたらやっぱりそれは15%として努力していただきたいというふうに思います。10%とこの審査委員会で言われたから、もう10%の努力でいいんだというふうにならないでほしいなというふうに思っております。

そういう意味からも、今後の実績をきちんと見ていかなきゃいけないなということは、非常に重要なことだというふうに思うし、さらなる値上げはあり得ないと思いますけれども、さらなる値下げ、今回の審査の結果からまたさらに努力していただいて値下げにつながるようなことがあるんならば、それは私たちは大歓迎ですので、今回の数値に固執することなく努力していただければというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○永田委員

今回の料金の審査に関しまして関係者の皆様に、多大なご尽力をいただきましてまことにありがとうございます。

私の感想といたしましては、料金審査の本丸の議論ではないんですけれども、やはり消費者の皆様から情報公開についてどう考えるかとの指摘が多かったことをコメントいたします。この点について、今、辰巳委員が付言されました。情報開示方法は、基本的には電気料金情報公開ガイドラインの中で、原価算定期間においては経営効率化計画等を、決算時等で開示するという規則がございます。私もこの経営効率化計画等を確認させていただく中で、やはりどうしても関係項目の真実性とか網羅性とか客観性を、どのように消費者が読み取っていただくかという視点からは、ある意味ではまだまだ制度として成熟していないなと考えております。定性的な情報として努力をしていますとか、そういった定性的な説明ではなく定量的な説明を、いかに消費者の方に伝えるのかというところが、大きな課題ではないかと考えております。特に原価算定期間後の事後の原価の適正性及び透明性、客観性の担保を、事後評価等のプロセスでどういう形で実現できるのかということは、今後の制度設計の中で十分検討しなければならないと思っています。

したがってこういった情報を、必ず何らかの形式で情報開示するときにそれが客観性、透明性があるのかということを、評価するというプロセスがございます。こういった評価制度を活用したり、そういう事後評価があること自体によってその情報の透明性、客観性が向上すると思っております。そのあたりは非常に難しい問題ですし、この料金審査会の検討範囲を超えるものと私自身も認識しておりますが、これは行政当局の皆様を初めとする関係者の方々がぜひともご検討いただきたい項目でございます。

長期間にわたりましてまことにありがとうございました。

○八田委員

今回、この委員会は、これまでになかったように時間を使い、それから電力会社さんにとっても非常に大きな負担をもたらすことになったわけですが、これによって今後に対する幾つかの示唆が得られたと思います。

まず第1は、ここでの議論を通じてこれから使える基準が随分できてきたと思います。そして、その基準を、今後はきちんと紙に書けば、電力会社の方たちにとっても事前に対応できるし、日々そのことを考えながら行動するということができるようになると思います。それは1つのメリット。

第2に、現行の電力料金審査の基準自体がいろいろな問題を抱えていることが明らかになりました。これを機会に恐らく料金査定の決め方自身を考え直す必要があるんじゃないかと思います。

委員会は、カットはするけれども、ほかと比べて自主的に低く申請したものは平均に合わせて引き上げてくれないと、これじゃ不公平じゃないかと電力会社の人達は考えていらっしやと思います。私もそのとおりだと思います。そういうようなことに関しては、例えば1つ将来はそういう基準があってもいいでしょう。

第3に、私がいつも言う発電の費用とそれから送電に係る費用が、特に最後の調整電力のところではうまく会計分離されていないと思います。こういう点も改善する必要があるかもしれない。

第4に、実は今回の審査中には、言ってもしょうがないから言わなかったけれども、やっぱり原子力のことが背後には非常に大きく控えていると思うんです。再稼働ができないという判定がされた場合に、そのコストを電力料金でずっと見続けるというのが今の立て付けなんです。私は、将来はそれはないだろうと思います。それはやっぱり税金で見るといいと思います。国の責任があるわけですから何らかの形で国が買い取るとか、お金を払うとかいうことで見るべきだと思います。

その根拠は何かというと、まずいろいろなエネルギーがある中で、電力料金だけ過去の行きがかりでうんと高くして石炭も石油も高くしないということになったら、それは工場としては当然電力を少なく使用し石炭や石油のほうを使おうとする。これは全く非効率的なことです。原価が本当にそれだけ違うんならそれをやればいいけれども、過去の行きがかりでやっているならば無駄だと思います。

そうすると何らかの形で国が買い取る必要があります。その場合その費用を政府がどこから捻出しない、それは理想的には消費税とか所得税でしようけれども、それは政治的に無理だとすると燃料一般に薄く広くかけるのが一つの手だと思います。そうすると電気とガスといったような非常に代替関係が強いところのすべてに対してかけるから、薄く広く課税できるので、余り非効率性が発生しないだろうと思います。それが政策当局にはぜひご検討いただきたいことです。

それから今度、仮に稼働が許されたものについてはどうかというと、今は保険料対応のものが一応とってはいるんですが、事故が起きたときのためには、これは全然不十分だと思います。今回の事故に鑑みて、いざとなったら国が補償も、事故後廃炉費用も、除染費用も面倒を見てくれるんですから、その政府支出に備えて、事前に保険料として国に対して払うという必要があると思います。

そうするとその場合も、これじゃやっていけないということがあると思いますから、そのときもやはりこれは残念ながら、国がある程度の面倒を見なければ結局は料金に乗っけてしまうわけで、非効率が起きてしまうと思います。それで電力会社は原子力から自由になって、伸び伸びと電力供給をできるというふうにするべきだろうと思います。

最後、そうすると結局、沖縄電力が原子力を持っていなくて本土より20%高い料金でやっているわけですから、大体そんなところに落ちつくんだろうと思います。料金がそのように上がると、当然日本の産業構造は変わります。変わってほしくないと言ったって変わるんで、それはそのことを覚悟しなきゃいけないと思うんです。

その際に日本の電力料金の引き上げをどうやってできるだけ押さえるかという、1つの余り言われないことは、ピーク時には調整電力の値段で計画需要量や発電量と実績の差を生産することです。言ってみれば需給調整契約みたいなものをうんと今よりもうまく活用して、それによって余計な供給力を余り持たなくても済むようにするということが一番削減の肝だと思うんです。これは何も発・送電分離なんかする必要はなくて、今のまんまでもできると思います。私の希望としては将来の査定の一つの基準に、差分精算価格に調整電力の限界費用をうまく導入したかというのがあっていいんじゃないかと思います。

以上です。

○松村委員

まず4点、今後もし万が一別の会社から値上げ申請が出てきたら、そのようなことはないのが望ましいとは思いますが、もしなければ今から言う4点は無駄になるわけですが、しかし、万が一出てきたときのために4点、それからそれ以外の点を2点発言させていただきます。

仮に万が一出てきたとしたときには、まず今回やった取引所取引を活用した控除収益の査定をきちんとやるべきだと思います。今回、四国電力と北海道電力だけやりました。これを行ったのは、予備率が高かったということもあるし、ピークの時期が他の地域とずれていればもっと稼げるかもしれないという事情もあって、それから全体の値上申請の構図が非常にわかりにくかったので、理解するためにもこの調査が必要だということでやったというわけです。しかし実際にやってみたところ、それなりの量が出てきたわけです。

価格の部分は先ほど言いましたが、量の部分に関して言えば、バランス停止を考えないとか、あるいは買いの方を考えないとかというような明らかに過小であってもこれだけの量が出てきた。私たちが予想したよりも、少なくとも私が予想した量よりも多い量が出てきた。これは、両電力のように一見して変だと思えるところでなくても、精査すれば申請と査定値の間に大きな乖離が出てくる可能性があることを示唆していると思います。

北海道電力に関しても四国電力に関しても、もともと出してきたものが、本当は高い取引量になるはずなのにわざと隠したということでは決してなく、誠実に電力事業者の今までの発想からしたらこれぐらいというのが出てきたのだと思いますが、それでも外からの目から見れば相当過小だった。ということは、他の電力会社でも同じことが起こる可能性は十分ある。

したがって今後申請が出てきたときには、その会社に関して予備力が高いとか低いとかということに関係なく、売りと買いの両方を精査してみることが必要だと思います。それをどう反映するのかは、また別の問題としてきちんと考える。その場合には例えばスパイクを起こしているようなところでは、実際には大量に売りが出ればそこまで大きなスパイクを起こさないとか、そういう類いのことも含めてどう調整するのかはこれからの課題としてちゃんと考えるとして、私は今後本格改訂を出してくる全ての会社についてやるべきだと思います。

そう言う今度は、関西電力、九州電力、東北電力ではやらなかったじゃないか、それなのにインCONSISTENTだと言う人が必ず出てくるとありますが、私たちは今回の査定の経験で学び、必要だということを認識した、したがってこれを生かした改善策と位置づけて、今後はやるべきだと思います。

2点目、人員に関してです。人員に関して先ほど永田委員が冒頭でコメントをされたわけですが、ある種の調整で説明できると多くの委員が納得した事実は、重く受けとめるべきだと思います。あるいは四国電力に関しては、負けている部分もこう説明がつく範囲のところは認めたということをやったということは、逆に言えば、今までのやり方が余りにもラフ過ぎたということです。

こういう調整を認めたわけじゃないけれども、一番わかりやすい例で言うと、例えば、北電が小さな会社は人員がある程度必要となって当然だというようなことをおっしゃり、もし仮にそれを認めたとして、小さなところということを補正すれば決して負けていないと認定したとする。もしそれが真実だとすると今度は、大きなところは全く補正しないで、小さなところと大きなところを全部ならした平均に比べて大きな会社は勝っているから大丈夫、査定しないというのは、いいかげん過ぎたということを意味しているのだと思います。

今回補正を受け入れた委員は、納得した委員は、その責務として、これからは、平均に比べて勝っているから大丈夫といういいかげんな査定をしないことが必要になると思います。例えばまだ申請が出てきていなくて、実際に出てこないことを心の底から願っていますが、仮に中部電力が値上げ申請を出してきたときに、9社あるいは10社平均と比べて勝っているから大丈夫、人員の査定必要なし、そういうラフな査定をしてはいけないということを、今回の結果が示していると思います。例えば規模で似通っている関西電力と比べてどうかとも、追加してきちんと見るが必要になってくるのだと思います。

今後はこのような形でちゃんと査定することが不可欠になってくるし、あるいは四国電力の場合、今回増員を、負けている部分からプラスの部分で認めたのは特殊な事例があってそうしたわけですから、平均を計算するときにはそれを除くべき。この後申請が出てきた会社でまた特殊要

因というのを考えるときには増員を認めるわけですから、それとコンシステントなやり方は、特殊要因で増えている部分は全部除いて平均値をとるべきだと思います。四国電力の増員はもちろんそうですが、東京電力の賠償対応、それから廃炉、通常の廃炉でない事情のためにかかる要員は明らかに特殊要因ですから、これらの特殊要因はきちんとコントロールした上で平均をはかり、人員が過剰でないかどうかを見る必要がある。

3点目、報酬率です。今回の場合には震災後から既に決まっている仕切り日まで2年数カ月ろなので、2年程度というのとインコンシステントではないというのは最後には納得しました。しかし、仮にもし万が一今後出てくるところがあり、仮に2年11カ月というのが出てきたときに2年11カ月を、私の日本語の感覚では2年程度とは呼びません。そのようなものが出てきたときに、また β 値の推計において震災後からずっととるということをすれば、私はもしその時点で再度委員に選ばれていれば、明確に反対することになると思います。恣意的な運用にならないように、2年6カ月ぐらいまでならぎりぎり四捨五入して2年程度かもしれませんが、それを超えるようなものは、さすがに2年程度というルールを変えない限りは難しいと思います。この点は、またもし万が一出てくればもめるとは思います、そのように整理すべきだと私は思います。

次に、委員会が査定の経験を積み、その結果として査定の精度が上がり、だから遅く値上げ申請を出す方が不利になり、それは値上げをしないでできるだけ頑張ったところが不利じゃないか、ひどいじゃないか、だから今まで見逃していたところは当然今後も見逃すべきだという議論も、この後きっと出てくると思います。私はこの議論はおかしいと思います。私は学んだ結果として精査できるようになったものは精査すべきだと思います。

逆の動きだってあります。今回、東北電力が石炭の熱量補正について説得力のあるデータを出し、これが初めて認められた。今まででも潜在的には認められる余地はあったのだけれども、精査に耐え得るようなデータを初めて出してくださったということで突破口ができたわけです。今後の会社はそれをまねることもできるということもあるし、こういう説明なら納得されるということも学んだということもあるわけですから、一方的に後に出す方が不利なことばかりではないと思います。

過去粗かった点に関して、過去との整合性を保つために粗いまま維持するのではなく、学んだ結果はどちらの方向にも、一般電気事業者にも有利な方向にも不利な方向にもちゃんと直していくべきだと思います。

以上が、もし万が一今後出てきたとすればこうすべきであるという私の意見です。

それから次に、北電に限らずこれまでの査定の過程で多くの不満が電力会社から出てきました。効率化の努力が認められないじゃないかと、全体として石炭火力発電所はこんなに効率的なのに、

石炭購入価格のところだけ見て非効率的だとかと言われるのはおかしい。諸経費とかも込みで全体として見るべきなのに、諸経費を頑張って下げている部分はちっとも認めてくれなくて、石炭の購入価格が高いところだけ査定されるのはおかしいじゃないか、こんなことなら努力するインセンティブを損なうじゃないかなどということと言われた方もいたようです。その点は制度設計の過程では重要な点で、重く受けとめるべきだと思います。しかし、一般電気事業者にそんなことを言う資格があるのかというのは、私は不満に思っています。

震災前、大昔のことを今更言ってもしょうがないのですが、ごく部分的に、ほんのささやかにプライスキップを導入しようと試みたとき、見苦しいほど抵抗してこのプランを葬り去り、あくまで総括原価に基づく価格を維持したのは一体誰だったのか。プライスキップは、正に井で見るという発想、不必要に項目を細かくしないでざっくり見る発想ですよ。全体として効率的なのであれば個々のところは見ないというやり方なわけで、それをほんのささやかに入れようとしたのを、あれだけ抵抗して潰した人が、総括原価でこういうやり方をしたら効率化の努力をしなくなるじゃないかと言う資格が本当にあるのか。一般電気事業者にその資格があるのか。あの時だって総括原価の発想を維持するという結果に終わったときに、これまで私たちは十分努力してきたし、これからも努力していく、という前提があって、この制度が継続されたわけですから、こんな運用をされたら効率化の努力をするインセンティブがないなどと、今更言うなんて、どこまで恥知らずなのかとすら思いたくなります。私たちが第三者として制度設計の際に、インセンティブを損なわないようにこれからも考えていかなければいけないという点は、真摯に受けとめます。しかし私は一般電気事業者がそんなことを言う資格があるのかという点に関しては、相当に不満を持っています。

最後の点です。今回システムの経費に関してかなり査定をしたけれども、全額認めないあるいは8割認めないという案に比べれば穏当な結果になり、これはこれで妥当だったと思います。その過程で私は北海道電力の役員から非常にうれしい発言を聞きました。電力システム改革があったとしても、まだ姿が見えていない、完全には詳細まで見えていない電力システム改革があったとしても、大幅な追加コストをかけることなく迅速に対応できますとはっきり言っていた。電力システム改革に伴うこの手のシステムの改革費用は、そんなに大きくないということがわかった点は、私は別の文脈でとてもうれしかった。

しかし、ひょっとしたら今後、お客様対応のシステム改革のコストはたいしてかからないけれども、別のところのコストはめっちゃめっちゃかかりますと、だから電力システム改革をするとすさまじくシステム周りのコストがかかりますという訳のわからないことを言うかもしれないと思うのですが、私は電力会社はさすがにそこまで恥知らずではないと思います。今回公開の

場でこういうことが明らかになった後で、そういう説得力のないことを言い出せば、さすがに電力会社がどういう体質の会社かを世の中に示すことになると思うので、そういう無体なことはきつと言わないと思います。その点では、この料金審査委員会とは全く関係ないことですが、大変貴重な情報を得られたと思います。

以上です。

○南委員

私は昨年の秋から、つまり、関西電力、九州電力の値上げ申請からこの委員会に加わっています。その前には東京電力の第三者査定の委員会でデューデリを法務として担当したので、それなりに電気料金はわかっているつもりで参加したのですが、意外とわかっていないということが改めてわかったことと、委員会を通じて勉強してきたつもりですが、最後の最後の北海道電力さんのところに来てまだまだ新たに勉強する点が非常に多かったという点は、驚きました。非常に難しいですねということがよくわかりました。なので申請する電力会社さんサイドも、暗中模索の中申請しなきゃいけない点がたくさんあったんじゃないかというふうにご推察します。

北海道電力さんに関しましては、公聴会も出席させていただきまして、夏がピークではない電力会社さんであって、ピークの冬の暖房需要に対してオール電化を啓蒙してきたという特色があった関係で、他地区では見られないいろいろなご意見が出たなという印象を持っています。

そもそもの原発への不安というのは、これはどこの電力会社さんの公聴会に行っても同じだし、世間一般皆そうなんです、原発に関連する費用の電気料金での負担というのは、八田先生がご示唆されたとおり、改めて今後は考えていかなきゃいけないところだろうと思っています。再稼働が認められなかったときの廃炉の負担などを、電気料金と遮断していく、もしかしたら電力会社さんと遮断していくというところを、どういうふうにデザインしていくのかなというところが課題だろうと、公聴会に行き改めて認識させられました。

電気料金を決めるシステムにつきましては総括原価方式があり、それに基づいて査定を一生懸命やったつもりでございますけれども、細かい点の、これはどうかな、これはちょっとおかしいんじゃないかというところを除きましても、全体的に雑駁とした違和感があるという点は否めませんので、これも八田先生がおっしゃったとおり、新たな原価を決めるシステムというのが要るんだろうと率直に思っています。

私は弁護士ですけれども、事業再生とか企業再生という分野をなりわいとしていますので、大体再生といいますか、財務的に若干窮境に陥ったときにいろいろな利害関係人に対して様々なお願いをしなきゃいけない中で、例えば金融機関に査定を受けるとか、その他の事実上の査定を受けるという現場にいる人間でございますが、電力会社の皆様も、いろいろ厳しいことを言われて、

何で人件費や役員の人数や報酬まで言われなきゃいけないんだとか、いろいろ思うところはおありでしょうけれども、もちろん電力会社の皆様は市場から退出する自由がないという特殊な環境下にあるとはいえ、はっきり言って、この程度の査定で値上げを認められるならいいですねというか、甘いですねというぐらいの、レベル感での手続だと思っています。多分民間の現場はもっと厳しく、値上げも実現できず、さらなるリストラを求められ、企業が事実上解体されるような現場もありますので、平場の企業はもっと大変な査定を受けているということを、ぜひ電力会社さんにもご認識いただいて、厳しい査定がなされてはいますけれども、まだまだ自分たちは守られているよねという認識をお持ちいただければと思います。これが私の感想です。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

それじゃ、オブザーバーの方からも、よろしければ一言ずつどうぞ。

木谷さん、どうぞ。

○木谷専務理事（北海道消費者協会）

私は札幌にしまして地域の消費者団体も結構忙しくて、この委員会に半分も出席できませんでしたが、それで議論の進みぐあいをかなり理解していない部分がありまして、私の頭の中では、ちょっと申しわけないというか、じくじたるものがございました。

北海道はご承知のとおり第一次産業の地域でございます。寒冷地でもございます。ほかの地域とちょっと違う状況でもございまして、またこの電気料金あるいはエネルギー問題について地域の人たちのために一緒に考えて、また、言うべきことは言っていかなければいけないかなと思っております。

今回の委員会のオブザーバー出席どうもありがとうございました。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

つい2日前も同じような感想を申し上げたかなと思うんですけども、もう一度言わせてください。

本当に委員の先生方、それから事務局の皆さん、説明責任を果たすためにここにいらしている電力会社の皆さん、消費者としまして、本当にこういう場を設けていただいて少し理解に近づいたかなというふうに本当に思っております。

電気料金の値上げ、牛乳も値上げするという報道がここ出ています。当然円安でその餌代も上がっているからで、酪農業というのは非常に厳しい現状でずっとやってきていて、今ここで価格転嫁しなければいけないと私たち消費者はその背景が理解できるんです。ある意味理解できる。

電気料金の値上げも多分、背景とすると似た感じだと思うんです。

ただ、牛乳の場合は私たちは、生活防衛ができるんですよ。ほかからも選べるし、例えば自転車で遠くのスーパーまで行って10円安いものも選べる。それから究極の選択としてしばらく牛乳は買わないとかそういうこともできます。ただ、電気料金は全く違いますよね。本当に私たちのふだんの暮らしを支えてくれている本当になくてはならない大事なインフラです。ですからその料金のあり方というか決め方というのは、やはり消費者にとってみると非常に関心を持たなければいけないことだというふうに思っています。

ここに出させていただいてわかったことは、非常に料金の決め方が複雑で、南先生がおっしゃるのの何百倍も私にとってみると複雑でわからなかった。ここにいらっしゃる委員の先生方がそこを、非常に言葉をいろいろ導いてくださって、私たち、その料金を払う側にとってもこういうことなんだよというふうに大分導いてくださったと思いますが、なかなか透明性がありそうで一般の消費者には不透明な値上げの審査過程だなというのが単純な感想でございます。

もう一つお伝えしたいのは、3.11を経て電気のあり方というか電力のあり方というのは、やはり変わっていかねばいけないというのもぜひお願いしたいと思います。これまでずっとやってきた、これまでもこうだった、ほかと比べてこうだと、その論理を私たち消費者に突きつけられても、私たちはそれだけで納得する状況ではないということをわかってください。

国民の声では、例えば経営努力が足りないとか、人件費が高過ぎるとか、本当に目に見えるところしか私たちは言えませんけれども、でも、その国民の声に出てきたところが、多くの私たち消費者が、これまで電力会社さんをどう見てきたかという非常に正直なところが出ています。ぜひその事業者さんのセンスというのをこれから見せていただきたいと思います。これまでずっと競争相手がいないで、コスト意識をそれほど持たずに全て報酬まで丸抱えで申請できた時代から、ぜひ事業者のセンスということを考えて、これからの電力の供給のあり方を考えていただければと思います。

システム改革、それからエネルギー政策、今後私たち消費者は、いろいろな課題を突きつけられていますけれども、そのことにちゃんと真摯に向かっていきたいと思っています。ぜひ全て私たちに情報を出していただいて、応分の負担はしますから、私たちがどういう努力をすればどういう責任が果たせるのかというところで、今後も透明性のある議論を続けていただければと思っています。

長くなって申しわけありません。皆さん、ありがとうございました。

○安念委員長

こちらにおりますエネ庁の幹部連は、別用がございますので途中で退席させていただくかもし

れませんので、それをお含みの上お願いいたします。

長谷川さん、どうなさいですか。

○長谷川消費生活情報課長（消費者庁）

短く。

○安念委員長

そういう意味で言ったんじゃないくて、おっしゃることがもうないかなと。

どうぞ。

○長谷川消費生活情報課長（消費者庁）

まず今回の査定方針案におきまして、これまでの電力会社プラスアルファ、こちらのチェックポイントでも示させていただきました卸電力市場の活用ですとか、それから退職給付金の算出、そして情報処理システムの委託の費用の話につきまして、査定方針案におきまして具体的な査定の方針をお示しいただいたと思っておりますので、これからよく検討してまいりたいと思います。

それから全般的には、本当に今回皆様のおかげで手続の透明性の問題ですとか、それからあと料金の妥当性の検証の具体的なスキームと申しますか、それがかなり明確化されたと思っております。他の公共料金の分野におきましても参照すべき改善になっているということでもあります。一方で、公共料金の料金規制の難しさ、課題がクローズアップされたということも事実でございます。今後各省庁と連携してまいりたいと思っています。

以上です。

○酒井取締役副社長（北海道電力）

このたびの電気料金値上げ認可申請に際しましては、安念委員長を初め各委員の皆様、オブザーバーの皆様、そして事務局をお務めいただいた資源エネルギー庁の皆様に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

申請から3カ月の間に8回の委員会を開催していただき、また、本日につきましては、お昼休み時間にもかかわらず委員会を設けていただくなど、非常にお忙しい中で審査いただきまして、このたびの査定方針案を取りまとめていただいたことにつきまして重ねてお礼申し上げます。

この審査会の当初、積雪、寒冷、広大、過疎を理由にはいかんというお話をいただいております。当社といたしましてもそういった経営環境ではございますけれども、他社並みの電気料金の達成ということに頑張ってきて、それを実現してきたというところでございます。今回、料金の値上げをお願いせざるを得ない状況となり、ご負担をお願いすることになりますお客様、また、他社並みの料金の達成に頑張ってきた社員に、本当に申しわけなく思っているところでございます。

当社といたしましては、現時点で考えられる効率化を織り込んでおりますけれども、今回の査定の内容をしっかりと精読させていただきまして、この方針案の内容を経営に反映できるように、知恵を絞ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、このたびの料金の値上げ認可申請に際しまして、この委員会を初め、公聴会、国民の声、また、当社が開催いたしました説明会におきましても、値上げの理由がわかりづらい等々のご意見をいただいているところでございます。こういったことにつきましても、今後皆様のご理解をいただけるように説明責任を果たしてまいりたいというふうに思っております。

引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○高橋電力・ガス事業部長

安念委員長を初め委員の皆様、精力的なご審議ありがとうございました。先日に続きまして本日は北海道電力を取りまとめいただきました。この後、消費者庁様に協議をさせていただいた上で、大臣にも判断を仰ぐというプロセスをとらせていただければと思っております。

また引き続きいろいろな場でご指導を賜ると思いますけれども、よろしくお願いいたします。北海道電力の皆さんもご苦労さまでございました。

3. 閉会

○安念委員長

では、私からも全ての関係者の皆様に心から御礼を申し上げまして、きょうの会議はこれで終わります。どうもありがとうございました。